8 (3)～(10) （略）

| | 国 | 種 | 貨物 |
|---|---|---|---|
| 一 | （略） | （略） | （略） |
| | 全地域 | ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種であって、次のいずれかに該当するもの<br>イ　船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）がワシントン条約に基づき発給する輸出許可書又は再輸出証明書の出所の区分が「不明」又は「条約適用前取得」であるサイガ<br>ロ　管理当局等がワシントン条約に基づき発給する輸出許可書又は再輸出証明書の出所の区分が「成体に育つまで生き残る確率が極めて低いと考えられる野生から、卵又は幼体が採取され、管理された環境下で育成」であるヨーロッパウナギ | （略） |
| 二 | （略） | （略） | （略） |
| 三 | （削る） | （削る） | （削る） |
| | （略） | （略） | （略） |

8 (3)～(10) （略）

| | 国 | 種 | 貨物 |
|---|---|---|---|
| 一 | （略） | （略） | （略） |
| | 全地域 | ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）がワシントン条約に基づき発給する輸出許可書又は再輸出証明書の出所の区分が不明又は条約適用前取得であるサイガに限る。） | （略） |
| 二 | （略） | （略） | （略） |
| 三 | アルゼンチン | ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ジャガランディ、コロコロ、コドコド、ピューマ、クチビロカイマン、パラグアイカイマン、カニクイイヌ、パタゴニアスカンク、クビワペッカリー及びクチジロペッカリーに限る。） | 動物並びにその個体の一部及び派生物 |
| | （略） | （略） | （略） |